

学振助一第35号  
令和2年4月16日

関係各研究機関の長 殿

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 里見 進

(公印省略)

令和元(2019)年度科学研究費助成事業(補助金分・一部基金分)の繰越承認申請に伴う経費の返納期限の延長について(通知)

「令和元(2020)年度科学研究費助成事業(補助金分・一部基金分)の繰越承認申請に伴う経費の返納について(通知)」(令和2年3月31日 学振助一第1212号)においては、補助事業の繰越しにかかる経費の本会への返納期限を令和2(2020)年4月19日(日)としていましたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」等に伴い研究機関における業務が制限されるなど、やむを得ない理由により返納(送金)に係る各種手続きが困難な状況について、一部研究機関から相談を受けております。

このため、やむを得ない理由により繰越承認申請に伴う経費の返納手続きができず、当初期限までの返納が困難である研究機関については、返納期限を令和2(2020)年5月19日(火)に延長することとします。

なお、当初の返納期限(令和2(2020)年4月19日(日))より後に返納を行った研究機関については、繰り越した補助金の送金時期が遅れる場合があることについて、あらかじめ御了承願います。

また、本会への経費返納がない場合は、繰り越した補助金の送金を行うことができません(注)。この場合、繰り越した各事業の実施にも影響が出る可能性がありますので、可能な限り早期に返納手続きを行っていただきますよう、併せて御留意願います。

(注) 繰越手続きに伴う経費は、日本学術振興会に返納いただいた後、一旦国庫に戻入し、再度各補助事業者に向け研究機関単位でまとめて送金する必要があるため、返納金の手続きができないと繰越後の経費を送金する手続きを行うことができません。このため、今回の取扱いは「やむを得ない理由により各種手続きが困難な場合」に限定しているところです。